

浄化槽設置整備事業補助金 確認書兼同意書

1. 補助金を申請する全ての方へ

(1) 次の注意事項をご確認いただき、確認後□に✓を入れてください。		確認
① 工事は、市から交付決定通知が届いてから着手します。		<input type="checkbox"/>
② 工事内容に変更があった場合は、「変更承認申請書」を速やかに提出します。		<input type="checkbox"/>
③ 工事完了後、1カ月以内または3月15日のいずれか早い日までに実績報告書を提出します。(工事は、年度内に完了させなければいけません。)		<input type="checkbox"/>
④ 設置後の浄化槽は、浄化槽法が定める法定検査・保守点検・清掃を適正に実施します。		<input type="checkbox"/>
⑤ 浄化槽を設置しようとする場所に居住します。		<input type="checkbox"/>
⑥ 偽りその他不正の手段により手続きを行ってはいけません。		<input type="checkbox"/>
⑦ 本補助金は、市の他の補助制度と重複する工事には使用できません。		<input type="checkbox"/>
⑧ 上記①～⑦の事項を守らなかった場合、補助金交付決定の取消、または交付した補助金の返還を命ずる場合があります。		<input type="checkbox"/>

(2) 交付申請書等の書類の提出について、次のいずれか1つの□に✓を入れてください。		いずれか1つ
① 申請者本人が行います。		<input type="checkbox"/>
② 次の浄化槽工事業者が代理で行います。※ 浄化槽工事業者名： _____		<input type="checkbox"/>

※ 記載のある工事業者には市からの通知（交付決定通知書など）の写しを渡します。

同意事項	同意
本件の申請内容が、市の他の補助制度と重複していないことを確認するため、市の他の部署に必要な範囲で申請に関する情報（個人情報を含む）を提供することに同意します。ただし、この同意書により調査され、又は収集された私の個人情報、本件事務と関係のない目的で、提供又は利用されないことを条件とします。	<input type="checkbox"/>

2. 単独処理浄化槽からの転換、建替え等を行う方へ

(1) 単独処理浄化槽の撤去について、次のいずれか1つの□に✓を入れてください。		いずれか1つ
① 単独処理浄化槽を 全撤去 します。		<input type="checkbox"/>
② 一部を残し出来る限り単独処理浄化槽を 撤去 します。		<input type="checkbox"/>
③ 単独処理浄化槽は 撤去できません 。		<input type="checkbox"/>
上記で②又は③に該当する場合、全撤去できない理由を記入ください。 (_____)		/

(2) 次の事項をご確認いただき、次のいずれか1つの□に✓を入れてください。 (法定検査が未受検の場合は補助の対象になりません [再開届を提出した場合を除く]。)		いずれか1つ
① 撤去する単独処理浄化槽は、前年度から申請日までの間に浄化槽法第11条に基づく法定検査を1回以上受検しています。		<input type="checkbox"/>
② 申請年度に浄化槽使用再開届出書を提出しました。		<input type="checkbox"/>

(裏面に続く)

(3) 次の内容をご確認いただき、同意いただける場合は□に✓を入れてください。

同意事項	同意
補助金申請の審査に必要な範囲で、浄化槽法第 11 条に基づく法定検査の受検状況について調査することに同意します。ただし、この同意書により調査され、又は収集された私の個人情報、本件事務と関係のない目的で、提供又は利用されないことを条件とします。	<input type="checkbox"/>

3. くみ取り便槽からの転換、建替え等を行う方へ

(1) くみ取り便槽の撤去について、次のいずれか 1 つの□に✓を入れてください。

	いずれか 1つ
① くみ取り便槽を 全撤去 します。	<input type="checkbox"/>
② 一部を残し出来る限りくみ取り便槽を 撤去 します。	<input type="checkbox"/>
③ くみ取り便槽は 撤去できません 。	<input type="checkbox"/>
上記で②又は③に該当する場合、全撤去できない理由を記入ください。 ()	

(2) くみ取り手数料（一般廃棄物処理手数料）に未納がない場合は、次の□に✓を入れてください。
なお、補助金申請時に、申請者にくみ取り手数料の未納があるときは補助の対象になりません。

	確認
私（申請者）に、くみ取り手数料（一般廃棄物処理手数料）の未納はありません。	<input type="checkbox"/>

(3) 次の内容をご確認いただき、同意いただける場合は□に✓を入れてください。

同意事項	同意
補助金申請の審査に必要な範囲で、くみ取り手数料（一般廃棄物処理手数料）の納付状況について調査することに同意します。ただし、この同意書により調査され、又は収集された私の個人情報、本件事務と関係のない目的で、提供又は利用されないことを条件とします。	<input type="checkbox"/>

4. 新設を行う方へ

次の注意事項をご確認いただき、確認後□に✓を入れてください。

	確認
実績報告書提出時に、住所変更届出書（新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 別記様式第 7 号）を添付します。	<input type="checkbox"/>

以上、補助金交付申請にあたり、1 から 4 の必要な事項について確認しました。

確認日	年 月 日
申請者	住所：
	氏名：

※ 住所・氏名は申請者の自筆記載としてください。